

## 一般社団法人滋賀医科大学外科同門会会費細則

当法人定款第10条第2項定めにより、当法人の会費に関する細則につき、次のように定める。

当法人定款第10条第2項定めにより、当法人の会費に関する細則につき、次のように定める。

(会費の額)

第1条 当法人の正会員の会費は、年額 5,000 円（税込）とする。ただし、総会開催日に満 80 歳以上を迎える正会員の中で、希望するものは会費を免除する。

(特別会員及び名誉会員)

第2条 特別会員及び名誉会員の会費は、徴収しない。なお、名誉会員とは、原則として理事長を務めたものの中から、理事会の議を経て推薦されたものとする。

(全額払い)

第3条 会費は、当該会計年度の間、年額の全額を納入しなければならない。会計年度途中に入会したものについても、年額の全額を納入しなければならない。

(分割入金禁止)

第4条 会費は、年額を分割して納入することができない。

(会費の不返還)

第5条 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(会費の承継)

第6条 当法人設立前に滋賀医科大学外科同門会会員として在籍していたものの未納会費は、本法人に継承するものとする。

(変更及び廃止)

第7条 この規則は、理事会の議を経て、変更又は廃止することができる。

附則1 この規則は、平成 30 年 1 月 20 日から施行する。